

いつもお世話になっております。アルファ・コンサルティングの小島です。

6月1日に同一労働同一賃金に関する最高裁判決がでました。今回のメルマガでは、同一労働同一賃金とは何かについて会話形式で分かりやすくとり上げました。今後、検討が必要なものもあることから、どのような対応が必要なのか、内容をチェックしてみてください。



## | 1. ↳ 同一労働同一賃金とは何か



「会話形式で楽しく学ぶ人事労務管理の基礎講座」を更新しました。今月のテーマは「同一労働同一賃金とは何か」です。会社としてどのような対応が必要なのか、わかりやすく解説しました。↓会話形式で楽しく学ぶ人事労務管理の基礎講座：同一労働同一賃金とは何か

[https://www.alphaco.jp/q\\_and\\_a\\_5097.html](https://www.alphaco.jp/q_and_a_5097.html)



## | 2. ↳ 天災地変により従業員を休業させる場合の休業手当の取扱い



今年は地震や豪雨などの災害が頻発していますが、こうした天災地変により会社を休業せざるを得ないケースがあります。このような天災地変により事業を休業するときに、休業手当の支払いが必要な場合、必要でない場合について詳しく解説します。↓ニュースの続きはこちらから！

[https://www.alphaco.jp/news\\_contents\\_5105.html](https://www.alphaco.jp/news_contents_5105.html)



## | 3. ↳ 働き方改革関連法の成立により予想される



### 監督指導の強化と労働基準監督官の役割



2018年6月29日に成立した働き方改革関連法において、時間外労働の上限規制等が設けられ、2019年4月以降に順次施行されることになりました。これに伴い、労働基準監督官による事業場に対する監督指導等の強化が予想されます。そこで今回は、労働基準監督官の役割と、実際に行われる監督指導の流れについて解説します。 ↓このニュースの続きはこちらから！

[https://www.alphaco.jp/news\\_contents\\_5100.html](https://www.alphaco.jp/news_contents_5100.html)

-----編 | 集 | 後 | 記 | -----

セキュリティ強化のため弊所のホームページも http から https へ移行しました。従来の URL で検索して下さっても新しい URL へ自動的に飛ぶようになっています。

発行元：社会保険労務士法人アルファ・コンサルティング

〒101-0065 東京都千代田区西神田 1-3-6 UETAKE ビル 5階 TEL:03-6811-0571

発行人：小島史明 [kojima@alphabenefit.com](mailto:kojima@alphabenefit.com) ホームページ：<https://www.alphaco.jp/>

※リンク先は、すべて当事務所のホームページとなっております。※メール配信も致します。